

8月から変わる社会保障制度

平成29年8月から一部社会保障制度が変わります。主な変更点を簡単にご説明します。

健康保険について

健康保険適用の医療費は窓口負担が1～3割ですが、自己負担額の上限額が設けられています。今回の変更で

70歳以上の医療費の自己負担月額の上限が引き上げられます。

(住民税を支払っている世帯) 外来・個人ごと・一ヶ月あたり

医	年	約 370 万円未満	1 万 2 千円	→	1 万 4 千円
療	収	約 370 万円以上	4 万 4,400 円	→	5 万 7,600 円

住民税非課税世帯は8,000円のままです。

入院の場合の上限金額も変更になっています。

介護保険について

介護保険適用の介護サービス費においても、一ヶ月あたりの自己負担の上限額が設けられています。今回の変更で

65歳以上の高額介護サービス費の自己負担月額の上限が引き上げられます。

(住民税を支払っている世帯) 一ヶ月あたり

介	年	約383万円未満	3万7,200円	→	4万4,400円
護	収				

年収約383万円以上は4万4,400円、住民税非課税世帯は2万4,600円に変更なしです。

年金について

年金受給資格期間が25年から10年に短縮されます。

加入期間10年の場合 基礎年金受給額 月約1万6千円

加入期間25年の場合 基礎年金受給額 月約6万5千円